

令和7年2月20日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後1時07分 開会

○上杉企画課長 定刻より少し早いですけれども、整いましたので、第3回林政審議会施策部会を始めたいと思います。

企画課長の上杉でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、林政部長の清水から御挨拶を申し上げます。

○清水林政部長 皆さん、こんにちは。林政部長の清水でございます。

委員の皆様におかれましては、本日は御多忙の中、全員出席ということで御参加いただきまして、ありがとうございます。

先月、1月に林政審議会の委員改選時期を迎えまして、この施策部会も斎藤委員と日當委員以外は皆様新しい委員ということで、是非よろしくお願いいたします。藤掛部会長にも、早速ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

白書のスケジュールについてですが、この施策部会は昨年のうちに、9月と11月と前の体制で2回開催しておりまして、それぞれ作成方針案、それから構成案及び主要記述事項案、また特集テーマの生物多様性の関係の専門家の方のお話も伺って議論を進めてまいりました。本日、全体の素案をお諮りして、4月には本審の方で御議論を頂くということで、新しい委員の皆様には、施策部会としては1回ということになるのが大変恐縮ですけれども、是非御忌憚のない御意見を頂ければと思っております。

今回の白書は、特集として生物多様性を高める林業経営と木材利用ということで、御案内のとおり、生物多様性の保全、これは地球温暖化といった気候変動問題と並ぶ国際的な環境問題として、現在大きな課題になっておりまして、例えば企業活動においても、いかに生物多様性に配慮していくか、またそうしたものを投資家からも見られていくというように、今そうした機運が急激に大きく動いているところでございます。

森林は生物多様性の意味では、当然様々な動植物の生息・生育の場であるということは確かですが、今回の白書では林業経営が生物多様性を高めることに貢献できること、そしてそうした森林から出てくる木材をどのように評価して利用してもらうかといった視点から、改めていろいろ分析、あるいはデータを出していきたいと思っております。

そのほか、トピックスも、今回法改正を検討しております森林経営管理制度をはじめ六つほど挙げております。

白書は基本的には国民各界各層に広く分かりやすく森林・林業政策を知っていただくという意義と、あるいは森林・林業・木材産業関係者の皆様にとっても最新の情報、あるいは世界的

な動き、そうしたものの分析をしっかり情報提供して、日頃に役立てていただく、そういう基礎資料としても非常に重要なものでありますので、そうした点でもふさわしいものになるように、委員の皆様からは御遠慮なく、たくさん御意見を頂ければ、しっかり活かしてまいりたいと思います。本日は限られた時間ではありますけれども、よろしく申し上げます。

○上杉企画課長 ただ今林政部長からも申し上げましたが、先月23日に開催されました林政審議会におきまして、林政審議会委員から7名が施策部会に属する委員として指名されましたので、本日は初めての施策部会ということで御紹介をさせていただければと思います。

まず、宮城県森林組合連合会代表理事会長である大内委員でございます。

○大内委員 大内です。どうぞよろしく申し上げます。

○上杉企画課長 続きまして、栃木県東環境森林事務所所長である川上委員でございます。

○川上委員 川上です。よろしくお願いいたします。

○上杉企画課長 続きまして、名古屋大学大学院生命農学研究科教授である五味委員でございます。

○五味委員 五味です。よろしく申し上げます。

○上杉企画課長 続きまして、東京大学大学院農学生命科学研究科教授である斎藤委員でございます。

○斎藤委員 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○上杉企画課長 続きまして、一般社団法人日本プロジェクト産業協議会常務理事である林田委員でございます。

○林田委員 林田でございます。よろしくお願いいたします。

○上杉企画課長 続きまして、岩手県木材産業協同組合理事長である日當委員でございます。

○日當委員 日當でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上杉企画課長 最後に、部会長であります宮崎大学農学部教授、藤掛委員でございます。

○藤掛部会長 藤掛です。よろしく申し上げます。

○上杉企画課長 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたとおり、施策部会委員の互選によりまして、藤掛委員が部会長に選任されているところでございます。

次に、議事に先立ちまして会議の成立状況を御報告させていただきます。

本日は、委員7名中、オンラインでの御出席も含めまして、全員に御出席を頂いており、定数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

ます。

お手元に、参考5といたしまして委員の名簿を配付しておりますが、本日は五味委員がオンラインで御出席いただいております。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考6の名簿を御覧いただければと思います。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

農林水産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおりますが、今回は御審議の便宜上、白書の本文、あと概要版の素案につきまして、紙媒体で配付しております。その他の資料については、お手元に配付しているタブレットで御覧いただくことになります。

なお、白書の本文、概要版の素案につきましては非公表扱いとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

藤掛部会長、よろしく願いいたします。

○藤掛部会長 それでは、ここから私の方で司会をさせていただきます。

委員の皆様には、本日、御多忙の中、またお寒い中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は、議題としましては「令和6年度森林・林業白書」の検討についてということであり、先ほど御紹介がありましたけれども、私などはおりませんでした。昨年11月の第2回の施策部会において、構成や主要記述事項についての審議が行われているということでもあります。本日は、そうしたものを踏まえて作成された素案について審議を頂くということでございます。

時間は15時40分までということになっておりますので、活発な議論をお願いしたいと思います。

それでは、まず初めに資料を用いて事務局からの説明をお願いいたします。

○上杉企画課長 資料を御説明させていただきます。本日は新任の委員もいらっしゃるということで、資料の説明に入る前に、令和6年度の白書の検討の経緯について簡単に御説明をさせていただきます。

今年度は、まず昨年の9月5日でございますけれども、第1回の施策部会を開催いたしまして、白書の構成と特集のテーマにつきまして御議論いただきました。

構成につきましては例年どおり、「特集」「トピックス」、その後に「通常章」という形で御了解を頂いております。

特集のテーマにつきましては、生物多様性を取り上げることを事務局から提案させていただきました。委員からは、難しいテーマであるが非常に重要であるということで御了解を頂いているところでございます。

その際、前施策部会長から、第2回施策部会において有識者のお話を頂き、それも踏まえて特集の作成に当たってはどうかと御提案を頂いたところでございます。それを受けまして、11月21日に開催されました第2回の施策部会におきまして森林総合研究所及び日本森林技術協会の有識者から生物多様性について御説明を頂いた上で、林野庁から主要記述事項をお示しし、委員から御意見を頂いたという経緯がございます。

第1回、第2回の施策部会で頂きました御意見につきましては、本日お示ししています参考2になりますが、主な御意見を御参考にまとめております。これらも踏まえながら、この後に本文の御説明をさせていただきます。

それでは、早速、本文の資料1でございます。特集になります。まず特集の表紙の前文で、この特集で紹介しようとしております内容の要素を抜き出してまとめています。

2ページ目から中身の方になりますが、特集の2ページでございます。大きな1番でございます。生物多様性の重要性と関心の高まりについて、まず記述しています。

その下の(1)でございますが、生物多様性とその意義について記述をしております。生物多様性につきましては、生態系レベル、種のレベル、遺伝子のレベルの三つのレベルがあること、損なわれると回復に長い期間が必要であること、生物多様性の確保は林産物の供給や水源の涵養などの機能の維持・向上に関わっており、将来にわたる暮らしの基盤であることについて、3ページにかけて紹介をしているところでございます。

次に、4ページになります。4ページの(2)でございます。生物多様性をめぐる近年の動きといたしまして、近年の関心の高まりについて、国際的な動き、国内の動き、あとは民間主体の動きの三つに分けて紹介をしているところでございます。

まず国際的な動きといたしましては、2022年の「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されたこと、「ネイチャーポジティブ」の考え方や30by30目標が位置付けられたこと、これらを受けまして、国内の動きといたしまして「自然共生サイト」の仕組みが開始されていること。

次の5ページにおきましては、民間主体の動きといたしまして、TNFD提言等によりまして、企業にも生物多様性や自然資本に関する情報開示が求められたことにつきまして紹介をしているところでございます。

次に6ページになります。ここではコラムとして、国連やモントリオール・プロセスにおける持続可能な森林経営、生物多様性に関するこれまでの国際的な議論と直近の動きについて御紹介をしているところでございます。

次に、7ページからは大きな2番といたしまして、我が国の森林における生物多様性とこれまでの保全の取組について記述をしております。

まず、その下の(1)でございますが、日本の森林の生物多様性が高いことを紹介しています。我が国の森林の概況といたしまして、日本は多様な気候帯に属し、多様な生物の生育・生息環境が広がっていること、森林が国土の約3分の2を占める森林大国であること、世界全体の森林が減少する中、70年以上にわたって、その面積・割合が維持されてきておりまして、森林は陸域で最大の生物種の宝庫であることについて紹介をしているところでございます。

続いて、森林の生物多様性を生態レベル、種レベル、遺伝子レベルに分けて紹介をしております。

8ページになりますが、生態系レベルにおきましては、立地条件や人為の影響などによりまして原生的な天然林、里山林、人工林など様々なタイプの森林が存在すること、原生的な天然林の厳格な保護・管理に加えまして、人工林における持続的な林業により、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されていること。さらに、次の10ページにかけましては、多様な森林のタイプが存在する中で、種レベルにおきましても、資料の10ページの右上の資料特-9でございますけれども、日本の森林の樹種構成が欧州よりも多様であることなどを紹介しております。

次の11ページになります。(2)でございますが、生物多様性保全の取組の経過につきまして、三つの見出しに分けて紹介をしております。

一つ目の見出しでは、江戸時代以降の過剰な利用により森林は荒廃し、伐採等の規制が行われたこと。

二つ目の見出し、国有林における保護等の施策となっておりますが、国有林においては自然環境保全への意識が高まりを見せるよりも前の大正4年に保護林制度を設け、自然保護に先駆的な役割を果たしてきたこと。

次の12ページになりますけれども、三つ目の見出しになります。保全管理・利用までを含む施策へとございますが、近年は全ての森林が生物多様性の保全に寄与するものとして認識され、原生的な天然林などの保護にとどまらず、保全管理や利用までも含む施策へと深化していることにつきまして、12ページから13ページにかけまして紹介をしております。

同じく13ページのコラムにおきましては、生物多様性の直接的な損失要因とされております

四つの危機について、日本の森林における影響などを紹介しております。

次に14ページになります。（3）で、生物多様性保全に関する具体的な施策という形になっているところがございます。

最初の見出しの（ア）でございます。流域レベルの視点での生物多様性といたしまして、様々な生育段階や樹種から構成されます森林がモザイク状に配置されている状態を目指しまして、針広混交林や広葉樹林化など、多様な森林整備を推進していること。そのために森林計画制度を運用し、機能に応じた「ゾーニング」を定め、施業方法を示していること。平成11年から25年にわたりまして森林のモニタリングを実施していることなどについて紹介をしております。

次の15ページでございます。15ページの下の方でございますが、（イ）のところでございます。森林のタイプごとの生物多様性について、原生的な天然林、里山林、人工林に分けて、それぞれの特徴と施策について紹介をしております。

まずは、そのページの原生的な天然林という見出しのところでございますが、長期間にわたって人手は加わっておらず、様々な樹齢、大きさの樹木により構成されており、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性に富んでいること、自然の推移に委ねることを基本に、保護・管理などを実施していることについて、次の16ページにかけまして御紹介をしているところでございます。

続きまして、16ページの見出しです。里山林というところでございます。

集落周辺に広がり、継続的に利用されることで明るい環境が維持され、特有の生物多様性を形成してきたこと、薪炭利用などの縮小により暗い環境へと変化し、生物の生育・生息環境の質の低下や喪失が見られること、次の17ページにかけまして、このような利用の縮小は「アンダーユース」と呼ばれ、野生鳥獣や病害虫による被害など、生態系による負の影響が顕在化していることについて御紹介をしております。林野庁では多様な主体による働き掛けを促していくため、交付金などによる支援を通じまして里山林の利用を促進していることも記述をしております。

次の18ページでございますけれども、ここはコラムという形で、里山林のアンダーユースにつきまして、薪炭材の供給量や天然林の齢級構成といった統計数値からも利用の縮小が見てとれることについて紹介をしております。

次の19ページでございます。見出しが人工林となっておりますけれども、針葉樹の一斉林を造成することが多く、一般に樹種や構造が単純であるなどの特徴があることや、人工林も森林

生態系の重要な構成要素であり、例えば伐採、更新によりまして草原性の生物の生育・生息地やイヌワシ等の狩場としての機能を果たすことなどについて紹介をしております。

このページの下の方資料特-17というところのものがございますけれども、赤谷プロジェクトのイヌワシの狩場創出につきまして、小面積の皆伐によりイヌワシの出現頻度が高まることを紹介しております。

また、伐採時に侵入広葉樹を残すことも鳥類などの生物多様性確保に貢献することも紹介をしております。

次の20ページでございます。見出しの（ウ）の野生鳥獣等による森林被害と生物多様性というところでございます。シカなどの野生鳥獣や森林病虫害による森林被害が森林生態系に大きな影響を及ぼすことや、その対策について、本ページから次の21ページにかけて紹介をしているところでございます。

同じく21ページの見出しの（エ）気候変動と生物多様性というところでございますけれども、国際的な議論において生物多様性と気候変動は両者が互いに影響し合っており、それぞれの対策間にはトレードオフや相乗効果があるとされていること。例えば、気候変動対策といたしまして、外来樹種を用いた単一樹種の再植林は生物多様性に悪影響を及ぼすなど、トレードオフの関係にある一方で、持続的な林業は両者に対して有益な対策であり、相乗効果があること。日本では固有種であるスギ・ヒノキを中心に人工林を造成してきておりまして、持続的な林業に向けた森林整備が森林吸収量確保や生物多様性保全に貢献していることについて御紹介をしております。

同じく、そのページの下の方見出しの（オ）でございます。防災・減災対策と生物多様性というところでございますが、ここは次の22ページにかけて、生態系を活用した「Eco-DRR」や「グリーンインフラ」といった考え方に符合いたしまして治山事業を実施し、国土保全機能を高めてきたこと、治山事業の実施に当たっても、生物多様性保全の取組を実施していることを紹介しております。

次の23ページにおきましてはコラムという形で、えりも岬の海岸防災林造成を取り上げ、豊かな森と海をよみがえらせたことについて紹介をしております。

次に、24ページからは大きな見出しの3番、生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けてというところになっております。これまで御紹介してきました資源の状況や森林・林業をめぐる情勢なども踏まえつつ生物多様性保全の取組を行ってまいりましたが、今後は林業生産活動を通じた経営管理が行われてきた森林につきまして、生物多様性を確保していくことが一層重要

となっているため、林野庁では昨年3月に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」というものを取りまとめており、これを踏まえて記述しているところでございます。

見出しの(1)、生物多様性への林業経営への貢献というところでございます。ここで24ページから25ページで紹介しておりますのは、事例特-2と、次の25ページの事例特-3にございますとおり、生物多様性への林業経営の貢献につきましては、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要であること、林業事業者は林業生産活動の実施によりまして多様で健全な森林への誘導を担い、総体としての生物多様性の確保に貢献することについて記述をしております。

なお、前回の施策部会におきまして、この部分につきまして日當委員より、持続的な経営の結果といたしまして、供給される木材の利用が重要であることを分かりやすく記述すべきとの御意見を頂きましたので、25ページの10行目から「持続的な経営の結果として供給される木材を利用していくことは森林資源の循環利用を通じて地球温暖化等に寄与するものであり、社会経済に貢献する」といった記述をしているほか、この後御説明いたします特集の最後のパートでも木材利用が重要であることを丁寧に記述しております。

同じく25ページの下の見出しの(2)、生物多様性の面から見た今後の林業経営というところでございます。

まず見出しの(ア)多様な森林の配置への貢献におきましては、林業事業者には市町村森林整備計画のゾーニングなどを踏まえまして、多様な森林の配置に貢献することが求められていること。さらに、次の26ページに、見出しの(イ)個々の森林施業における生物多様性の確保という見出しがございますけれども、ここでは森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針も踏まえまして、溪畔林の保全や侵入広葉樹を残すなど、個々の森林施業を通じて生物多様性を確保することが期待されていることを記述しております。

その次の27ページの下半分に、前回の施策部会におきまして森林総合研究所から御説明のありました保持林業について、木材生産と生物多様性の両立を目指す取組として事例を紹介しているところでございます。

次の28ページでございますが、国有林野事業においても事例集を公表していることについて、このページの資料特-23で具体例を紹介しているところでございます。

続いて、このページの見出しの(ウ)生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会というところでは、生物多様性への貢献を対外的に訴求することで新たな収益機会につながる可能性があること。J-クレジット創出の取組における生物多様性確保や里山林整備に取り組みなが

ら多様な広葉樹資源を利用していく林業について、29ページの上の方の事例特－5、次の30ページの事例特－6といった具体例も交えて記述をしているところがございます。

同じくこの30ページの下の方に、(エ) モニタリングと評価というものがございますけれども、こちらではPDCAサイクルが重要であること、評価結果を対外的に示すことで木材需要と結び付くことが期待されていることにつきまして、本ページから31ページにかけて記述をしているところがございます。

同じく31ページの(3)、持続的な経営から生産される木材の利用に向けてというところがございます。

生物多様性を高める林業経営が持続的に行われるためには、そこから生産されます木材が需要者に評価され、利用されることが重要でありますので、項目を立て、木材利用の観点から記述をしているところがございます。

一つ目の見出し、民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動きというところがございますけれども、TNFD提言等によりまして民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動きがあること。これを受けまして、建築物の木質化や国産材活用の取組について企業の情報開示で示す例もあること、林野庁において企業の情報開示の際の参考となるよう、「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表したことなどにつきまして、本ページから次の32ページにかけて紹介をしているところがございます。

なお、この評価ガイダンスに関する記述につきましては、前回の施策部会におきましてデュー・デリジェンスは持続可能な木材の調達的手段であることが分かるよう記述をしてほしいとの御意見がありましたので、下の32ページの冒頭で、デュー・デリジェンスの実施による持続可能な木材の調達というふうに記述を修正しているところがございます。

次に32ページ、下の二つ目の見出しでございます。ここから33ページにかけて、サプライチェーンの中で生物多様性も含めまして、持続的な経営が行われる森林から生産される木材を選択的に利用できることは林業経営側、木材利用側の双方から見て重要であること。今後、森林経営計画において生物多様性に関連する取組事項を示すことによりまして、流通過程でその情報を伝達していくことも選択的利用を促す有効な手段であること。このような木材が需要者に評価され、その利用が拡大していくことは生物多様性を更に高めることに貢献することについて記述をしているところがございます。

同じく、この33ページの見出しの(4)でございます。これは特集の最後になりますが、川上の生物多様性の確保の取組から川下における木材利用の取組まで、全体を通じたまとめとい

たしまして、森林・林業施策全体を通じた生物多様性の確保として項目を立てているところでございます。

これまで御紹介してきましたとおり、森林生態系から生み出される多岐にわたる恩恵が絶えずもたらされてきたのは、森林資源を利用すると同時に、造成してきた林業経営の営みがあったからこそでありまして、これらの恩恵を将来にわたり享受していくには、原生的な天然林の保護・管理を行いつつ、生物多様性を保護する形で持続的な林業経営が行われること。そこから生産される利用が更に広がることが不可欠であるということを記述しているところでございます。

34ページ、特集の最後のページでございますが、最後の段落におきまして、関係者が森林の保続と生物多様性の重要性、それに対する林業経営について理解を深めることが重要であり、相互の責任を認識しながら生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の実践を通じまして、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが必要として、特集を締めくくっております。

以上が特集になっております。

続きまして、トピックスについて御説明いたします。

トピックスの1ページ目をお開きください。トピックスの一覧になっております。前回の施策部会で木材自給率について御意見がございましたが、近年では最も高い43%となっていることも踏まえまして、新たにトピックスの3を追加いたしましたので、先ほど冒頭林政部長からありましたが、全部で六つのトピックスという形になっております。

なお、現時点の資料につきましては章単位でページを1から振っておりますので、ここも1ページとなっております。最終的には通しページにいたします。ここは見やすいように章ごとになっております。

では、2ページ目をお開きください。トピックスの1でございます。森林経営管理制度がスタートしてから5年が経過をしております。制度の活用が必要な市町村のほぼ全てで取組が開始されるなど着実に進展している状況ですが、一方、林業経営体の市町村の連携が不十分であるなどの課題があることから、これらに対応するため新たな仕組みの創設などを内容といたします森林経営管理法の改正を検討していることにつきまして、3ページにかけまして御紹介をしております。

次に、4ページでございます。トピックスの2番でございます。林業従事者の技能や社会的・経済的地位の向上への寄与を目的といたしまして、技能検定に「林業職種」が新設された

ことについて紹介をしております。

検定に合格した者につきましては林業技能士と名乗ることが可能となることから、タイトルにも「林業技能士の誕生」という形で書いているところでございます。

次に5ページでございます。新たに追加したトピックスの3です。木材自給率が近年で最も高い43%になったこと、製材用材や合板用材などでは自給率が5割を超えていること、国産材の比率の低い住宅の横架材などに国産材を利用していくことが重要であることについて紹介をしております。

次の6ページがトピックスの4でございます。中高層ビルなどにおいて国産材を積極的に利用する動きや、民間の低層建築物においても木造化の動きが広がっていることにつきまして、写真も活用しながら紹介をしているところでございます。

次に7ページ、トピックスの5番でございます。プラスチックを代替する「改質リグニン」の今後の展開方向というところでございます。なお、この点につきましては、前回の施策部会におきまして斎藤委員から、スギの賦存量などから年間どれくらい生産できるのか、歩留りはどの程度なのかということについて御指摘を頂きましたので、最後の段落になりますが、愛媛県の鬼北町での大規模製造技術の実証を基に、年間1万6,000立米のスギ材から2,000トンの改質リグニンを製造する計画であること。また下の脚注も含めまして、このスギ材の量が原木消費量の4万立米の製材工場で生じる製材端材に相当する量であること、また2,000トンの改質リグニンは自動車10万台のプラスチックを置き換え可能な量であることなど、定量的な記述の充実を図ったところでございます。

続きまして、最後のトピックスの6番、8ページでございます。昨年度の白書でも紹介いたしました能登半島地震と、昨年9月の大雨による山地災害につきまして、被害への対応、復旧・復興の状況につきまして今回も御紹介をさせていただいております。

また、そのすぐ後ろの9ページには、例年どおり農林水産祭と森林×ACTチャレンジの受賞者の紹介をさせていただいているところでございます。

以上がトピックスというところになっております。

次からは通常章になっております。I章からV章までございますが、これも各章ごとのページになっておりますので、1ページに戻るような形になります。

まず第I章の森林の整備・保全でございます。1ページが表紙になっておりまして、次の2ページから本編になっておりますが、2ページの大きな1の(1)でございますけれども、森林の現状や多面的機能について紹介をしております。SDGsや2050年ネット・ゼロ、国土強

靱化への貢献について記述をしております。

なお、先日、地球温暖化対策計画の改定が閣議決定されており、「2050年カーボンニュートラル」との表現につきましては「2050年ネット・ゼロ」と変更されておりますので、これを受けて白書でも過去の文章を引用する部分はそのままでございますが、それ以外は「2050年ネット・ゼロ」と表現をしているところでございます。

5ページからは、上の方の見出しの(2)、森林計画制度についてですが、7ページに昨年5月に策定されました森林整備保全事業計画の内容を紹介しております。

そして、次の8ページからは(3)、研究・技術開発と普及について紹介をしております。

10ページでは、林業普及指導員やフォレスターの取組の事例を紹介しております。

次の11ページから大きな見出しの2番でございます。森林整備の動向でございます。

まず(1)、森林整備の推進状況全般について紹介をし、12ページからは(2)といたしまして、新たに再造林の項目を立てまして、内容を充実させて紹介をしております。

14ページでございますけれども、事例といたしまして、事例I-3がございまして、宮崎県における再造林推進条例の制定などの取組を紹介しております。

次の15ページ目でございますけれども、エリートツリーも含めた優良種苗の供給、さらに次の16ページになりますが、(3)、昨年特集で扱いました花粉症の花粉発生源対策について記述をしております。

次に、18ページの(4)は路網の整備、次の19ページの(5)は、トピックスでもありましたが、森林経営管理制度と森林環境税について記述をし、制度や税の仕組みについて紹介をするほか、次の20ページから21ページにかけては、森林環境譲与税の活用が年々増加していることをグラフで示して紹介をしています。23ページ、24ページでもこの取組の、具体的な事例を紹介しております。

25ページからの(6)、社会全体で支える森林づくりについて植樹祭や育樹祭のほか、27ページではJ-クレジット制度について、クレジット認証量が大きく伸びていることなどを紹介しております。

30ページからは森林環境教育や緑の募金による取組について、事例も交えて紹介をしております。

次に、33ページからは大きな3番でございまして、森林保全の動向でございまして。

(1)では、保安林や林地開発許可の状況について紹介するとともに、次の34ページの冒頭の部分では、林地開発許可に係る見直しを検討していることを紹介しております。

次に、同じページの（２）、山地災害への対応についてでございます。このページから35ページにかけて、治山施設の効果事例を紹介するほか、令和6年の災害発生状況や対策、国土強靱化の取組などを38ページまでにかけて紹介をしております。

38ページの下（３）でございますけれども、森林被害対策でございます。シカを始めとする鳥獣害の状況や被害対策について紹介をしております。40ページから松くい虫被害、ナラ枯れ被害などについても紹介をしております。

42ページでございます。42ページでは、林野火災の状況や森林保険制度について、事例を交えて紹介をしております。

44ページからの大きな4番、国際的な取組でございます。（１）では、国際的な議論や森林認証の状況について紹介をしております。

次に、47ページの（２）、地球温暖化対策について御紹介をいたします。

ここから、次の48ページからの記述においても、先月の林政審議会でも御報告いたしました地球温暖化対策計画の改定と森林吸収量目標について触れております。50ページではコラムという形で、森林吸収量の算定方法の見直しについて詳しく紹介をしております。

51ページ以降は、我が国の国際協力について紹介をしているところでございます。

駆け足でございますが、以上が第Ⅰ章でございます。

次に、第Ⅱ章の林業と山村になります。

1ページ目が表紙でございます。2ページ目から本文が始まりますが、2ページ目の大きな見出しの1番、林業の動向でございます。その下の見出し、（１）林業生産の動向でございますが、この下にあります資料Ⅱ－1、林業産出額の推移というものがございまして、これについては令和5年のデータが公表され次第、更新をいたします。このほか、素材生産量の推移などについて紹介をしております。

4ページからの（２）、林業経営の動向については、農林業センサスの結果が書いてありますので、大きな変更はないところです。

9ページでは、事例といたしまして、滋賀県の森林組合の合併による経営基盤の強化について紹介をしております。

次の10ページの（３）、林業労働力の動向につきましては、労働力の現状や確保の取組、安全対策について紹介をしております。13ページの事例Ⅱ－2というものがございまして、通年雇用や労働力確保のための地域間連携について紹介をしております。

次に18ページでございます。（４）の林業経営の効率化についてでございます。（ア）施業

の集約化という見出しがございますが、集約化のための施策として、森林経営計画制度、所有者特定や境界の明確化、所有者不明森林への対応や森林情報の高度利用、森林施業プランナーなどの人材育成につきまして、21ページにかけて紹介をしているところでございます。

次に、22ページからの（イ）「新しい林業」についてでございます。新技術の活用によりまして、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換を可能とすることを目指しまして取組を進めております。

24ページに事例がございますように、経営モデルの実証を支援しているほか、先端技術の開発や導入を進めていることを紹介しているところでございます。

次に、26ページからの大きな2番、特用林産物の動向でございます。特用林産物は林業産出額の約4割を占めることのほか、きのこ類の生産動向、安定供給や消費拡大、輸出拡大に向けた取組を本ページから28ページにかけて紹介しています。

同じ28ページの（2）、薪炭・竹材・漆の動向でございますが、薪炭・竹・漆について、生産量の推移等を紹介しているところでございます。

最後になりますが、32ページから3番、山村の動向になっております。（1）では山村の現状について紹介した上で、33ページからの（2）山村の活性化では、事例といたしまして、34ページの事例Ⅱ－5がございまして、地域資源を活用した特産品の開発や、次の35ページにおきましては移住者と地域住民で取り組む里山林の整備、37ページでは企業等を対象とした森林サービス産業の展開について紹介をしております。

以上が第Ⅱ章となっております。

続きまして、第Ⅲ章の木材需給・利用と木材産業でございます。大きな1番といたしまして、木材需給の動向として、（1）では世界の動向について直近の統計に基づき紹介をしております。

4ページの終わりから5ページにあります（2）の我が国の動向においては、木材需要量や国産材供給量、木材輸入の動向について、8ページにかけて記述をしています。トピックスでも取り上げましたとおり、自給率についても紹介をしております。

その下の（3）、木材価格の動向でございますが、製品・素材の価格について紹介をしておりますが、9ページのところでございますが、前回の施策部会で御意見のありました、いわゆるウッドショックによる影響の振り返りにつきまして、コラムという形で紹介をしているところでございます。

11ページからの（4）、違法伐採対策については、クリーンウッド法に基づく取組状況、本

年4月に施行される改正クリーンウッド法の円滑な施行に向けた取組について紹介をしております。

14ページからの大きな2番、木材利用の動向でございます。（1）で木材利用の意義を改めて紹介いたしまして、15ページからの（2）では、住宅や非住宅・中高層における木材利用に向けた取組を紹介しております。

次に18ページにおきましてはコラムという形で能登半島地震における木造住宅の耐震性について取り上げて、現行の新耐震基準が有効であることについて紹介をしております。

21、22ページでは、例年どおり木材の事例について写真で紹介させていただいておりますが、前回の施策部会で日當委員から、内装の木質化も例を示してほしいという御指摘がありましたので、22ページの一番下の方ですが、内装の木質化ということで事例を紹介しております。

また、23ページ、24ページでは木材利用促進協定に基づく取組を紹介いたしまして、25ページにおいては木造建築物の耐久性や持続可能な木材利用に関する評価に関する見出しを設けて記述をしているところでございます。

また、28ページからの木質バイオマスにつきましては、マテリアル利用、エネルギー利用の順で記述をいたしまして、29ページから燃料材利用が伸びていること、31ページから32ページにかけて燃料材の安定供給に向けた取組、エネルギー効率の良い熱利用を推進していることについて、事例も交えて紹介をしております。

33ページからの（4）です。消費者等に対する木材利用の普及というところでは、消費者等への普及として、「木づかい運動」や「ウッドデザイン賞」「木育」などについて、36ページまでにかけて紹介をしております。

最後の36ページからの（5）では、木材の輸出について、輸出額の推移や輸出拡大に向けた取組について、事例を交えて紹介をしているところでございます。

339ページからの大きな3、木材産業の動向です。

40ページからの（2）競争力強化では、工場の大規模化の進展のほか、42ページでは品質・性能の豊かな製品の供給の取組として、大径材にも対応できるJAS製材工場の事例を紹介しております。

さらに44ページになりますが、木材産業における労働力確保と生産性向上に加えまして、安全対策についても紹介をしております。

45ページからの（3）につきましては、大径材利用やCLTなどの技術開発について記述をいたしまして、47ページでは、内装・家具等における需要拡大について、事例を交えて紹介を

しております。

49ページの（４）、各部門の動向といたしまして、製材、集成材、合板、木材チップなどの各製品の供給量について紹介をしているところでございます。

以上、駆け足ですが、第Ⅲ章となっております。

続いて第Ⅳ章、国有林野の管理経営でございます。本文は２ページからとなっております。大きな１番、国有林野の役割となっております、４ページからが大きな２番の具体的な取組となっております。

（１）の公益重視の経営管理というところでは、５ページに事例がございますが、治山関係で、昨年７月の大雨で治山施設が効果を発揮したこと、８ページに鳥獣対策の関係で、シカ捕獲後の処理の効率化の取組を紹介しております。

この８ページからの下の方に、（２）、森林・林業施策全体への貢献といたしまして、９ページに低コスト造林の関係で、下刈り作業の効率化の事例を紹介するほか、１０ページからは樹木採取権制度について、新たな樹木採取区の指定などについて紹介しております。

１３ページからの（３）でございますが、「国民の森林」としての管理経営で、国民参加の森林づくりなどについて、事例を交えて紹介しております。

以上が第Ⅳ章、国有林となっております。

最後の第Ⅴ章は、東日本大震災からの復興となっております。

２ページの大きな１番は、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組といたしまして、例えば３ページからの海岸防災林の再生状況などについて、事例を交えて紹介しております。

７ページからの大きな２番につきましては、原子力災害からの復興といたしまして、森林の放射性物質対策の現状の取組について、紹介をしているところでございます。

以上が資料１番の説明になります。

最後、資料２番で令和７年度の森林及び林業施策、いわゆる講じようとする施策をお配りしておりますが、これにつきましては森林・林業基本計画の項目に沿って令和７年度に講じようとする施策を整理しているものでございます。

以上、駆け足でございましたが、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○藤掛部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ここから、今御説明いただいた白書素案について各委員から御意見を頂きたいと思っております。

内容が大分多いので、区切りながらいきたいと思っております、まず最初に特集章につい

ての御意見を頂いて、次にトピックスも、これも分けて御意見を頂いて、最後に通常章ですが、これもⅠ章からⅤ章までありますので、順々に各章ごとに区切って御意見を出していただければと思います。

時間的には、15時40分までですので1時間半ぐらい、90分ぐらいございますが、多分やり取りをしているとすぐ進むと思いますので、どんどん言っていただければと思います。

それでは、まず特集章について御意見がある方は挙手いただいて御発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、斎藤委員お願いします。

○斎藤委員

まず白書全体について、非常に内容が濃くまた引用の根拠データの出典も正確で信頼性の高く、年々進化させつつすばらしい内容でご作成いただきありがとうございます。

特集章について、生物多様性には専門外の立場からの発言をさせていただきます。

2 ページ10行目の生物多様性基本法について、他章に倣い、どこが何年に定めたか付記いただくとうかがいます。

2 ページの1の(1)生物多様性とその意義(生物多様性とは)の節について、説明が非常にわかりやすく、適切な具体例も後ろの方にたくさん載せられています。ただ、専門外の読者にとって、「生物多様性」と言われたとき、ぼんやりとした「博物学的な豊かさ」のようなものが浮かびますが、それほど深刻に我々の生活に関わる自分ごととして捉えられないかもしれせん。私自身は、前回の佐藤先生、大河内先生による御講義を拝聴したときに初めて、たとえ1種が導入されたり消失したりしただけでも生態系に大きなインパクトがあり、連鎖の頂点にある人の生活が脅かされる深刻な事態に及ぶ場合もあり得ることを知りました。そういった側面についても3行程度の短文で構いませんので、こちらの節の文中にご加筆いただいて、それに関わる例がコラムにあることを紹介しつつ言及していただけたら良いと存じます。それから、質問を続けてさせていただいてよろしいですか。

○藤掛部会長 どうぞ。

○斎藤委員

些末ですが、2 ページ35行目「国際的に生態系サービスと呼ばれている」とありますので、生態系サービスの英語表記「Ecosystem services」も載せていただければありがたいです。

8 ページ目の資料特-7の優占樹種による森林生態系タイプの区分について、母集団が日本全体なのか、ある区域の中の例なのか、専門外の読者には分かりにくい印象がございますの

で、明示いただけるとありがたいです。

20ページ（ウ）の野生鳥獣等による森林被害と生物多様性の項で、平成5年度の白書に「シカによる造林木被害は3,100haで増加傾向にあり、平成4年に設置された環境庁、林野庁等を構成メンバーとする野生鳥獣の保護及び管理に関する関係省庁連絡会議において被害対策の方向等について検討しており、防護柵の設置等も含め、総合的な被害防止対策を講じることが必要となっている」とありますが、そのように対策を実施してきたにも関わらずまだ十分な防止に至っていない事実にも触れられてはいかががかと感じました。

27ページの事例特－4について、「1ha当たり10本、50本、100本の広葉樹を残しても木材生産コストがほとんど変わらない」ことが書かれています。加えて、それにより生物多様性が増えることを測定で定量的に示した、もしくは推論されることについても同時に触れていただくと良いと存じます。専門外の読者にとっては、広葉樹を残すことで生物多様性が確保できるということは必ずしも自明ではないと思いますので、もし私の読み落としでしたら申し訳ないのですが、記述がなければそのことに言及いただくとわかりやすいです。

特集章の用語について、9ページの事例特－1などにある「一斉林」ですが、ほかに「同齡林」「単純林」「単一林」「単層林」など、専門外の読者にとっては似ているようにみえる語がいくつかあります。白書は公務員試験の教科書としても読まれるので、これらをフッターで用語解説していただきますとありがたいです。

○藤掛部会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、どうでしょうか。大分出ましたので、一旦ここでお答えいただけますか。お願いします。

○上杉企画課長 まず私の方から答えられるところをお答えしたいと思います。

まず2ページの書き方、また具体例を入れてというところにつきましては、御指摘を踏まえまして工夫をさせていただきたいと思います。

あと御指摘のありました27ページの保持林業のところの記述の仕方、ここも御指摘を踏まえまして工夫させていただければと思います。

全般的な言葉遣いについて、教科書となっているという話もございましたが、分かりやすい形で、下に注釈を入れるなり対応させていただければと思っています。これは特集だけではなく、ほかのところでも共通する指摘だと思いますので、全般的に工夫はさせていただければと思っています。

○藤掛部会長 ありがとうございます。2ページと27ページと言葉ですね。あと8ページの

280種のことですか、これはどういう280種なのかという話でしたか。それと、21ページのシカが、むしろ対策はしているけれども、止められないということも書いた方が良いのではないかという御指摘もあったかと思えます。

○石井森林利用課長 森林利用課長でございます。

8ページのグラフの部分については、先般の林政審で吸収量の算定のところで御説明をした、森林生態系多様性基礎調査を集計していますので、オールジャパンということですから、それが分かるように表記させていただきたいと思えます。

280種の優占種につきましては注に書いてございますように、胸高断面積合計が30%以上のものということで、優占樹種だということはここで言及してございますので、日本全国だということが分かるようにしたいと思っております。

○藤掛部会長 斎藤委員は、そこはそれでよろしいですか。

○斎藤委員 はい、ありがとうございます。

○藤掛部会長 お願いします。

○安高研究指導課長 研究指導課でございます。

すみませんが、20ページ、21ページのところでの指摘を、もう一度お願いします。文言を入れた方が良いのではという御指摘でしょうか。

○斎藤委員 対策がされていることが平成5年度の白書から掲載され始めており、この時点から様々な努力がなされているにもかかわらず、いまだに被害を十分に止められていないという、問題の深刻さを示す記述を加えていただくと、大学生などを対象とした教育で白書を教科書として用いる場合にもシカ対策の重要性が伝わりやすくなると存じました。

○安高研究指導課長 これまで対策の経過ということで盛り込めるような内容を少し検討したいと思えます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員からも御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。すみません。

○石井森林利用課長 先ほど企画課長から回答ございました保持林業に関しては、プロジェクトは幾つかありますが、北海道総研などがやっているものでございまして、皆伐と群状と単木で、伐採前と伐採後で下層植物の種組成の変化とか、そういったデータはあるようですので、分かりやすい記述ができればと思っております。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、ほかの委員からいかがでしょうか。

では日當委員、お願いします。

○日當委員 日當でございます。前回の御意見を大分反映していただきまして、誠にありがとうございます。その上でまた追加的なところでの確認と意見でございますけれども、28ページの（ウ）生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会という記述がございますけれども、正にここが、事業体として持続可能になるかどうかというところが大変興味があるところかと思っております。最後の記述は「得られる可能性もある」とまとめられておりますが、何かしらここで事例の一つでもあると大変また夢が持てるのではないかなと。まあ、ないので「可能性」というような言及をされているかもしれませんけれども、もし御紹介できるような事例があるところかなというところが1点。

それと、33ページのところの、言わば木材利用のところでの記述になりますが、木材利用の観点からも選択的に利用できることはというところで、木材利用が生物多様性を高められる、高めるお手伝いができるとなっているのですが、通常章の方でも御紹介いただいておりますが、改正クリーンウッド法が施行されまして、そちらの方の動きがこの生物多様性を高める動きにつながっていくのではないかとこのところが、御紹介ができるのであれば、それも本文としてこのところに御紹介いただければまたよろしいのかなというところを思った次第です。認識が違っていれば、御指摘いただければと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、幾つかまとめてと思いますので、ほかの御意見がございましたらお願いしたいと思います。

では、林田委員お願いします。

○林田委員 林田でございます。二つありまして、一つは少し質問のような形かもしれません。

4ページ、5ページの辺りだと思います。OECMの記載がございまして、これは保護林以外ということになるのか、自然共生サイトを作っていくという話だと思うのですがけれども、これを進めていくということが政策なのか、それとも、健全な森林を作っていくということが政策なのか、それが両方に資するものなのかとか、その辺り、少し理解しにくいところがありまして、教えていただければというのが1点です。

二つ目は、これは書き方という形になりますが、31ページのところで、民間企業に持続可能

な木材利用への配慮を求める動きが出ていますという形、御記載のとおりだと思っておりますが、やはり一般の消費者の視点というのがこの背景にはあると私は思っています。ですので、その背景があるから民間企業はこうなっているということ、書き方なのか、それともこれをやることによって一般消費者の視点をより取り入れるためにこういうことをやっていくべきだとか、その絡みを記載いただくと良いのではないかと考えています。

○藤掛部会長 どうもありがとうございました。

では、もう一方いかがでしょうか。五味先生、もし何かあればよろしくお願ひします。

○五味委員 ありがとうございます。それでは、私の方からよろしいでしょうか。

まず14ページのところですけれども、ここで(3)の下に(ア)流域レベルという観点があります。ただ、ここでは「流域レベル」という言葉が出てくるのですが、ここで使われる流域というのがこの下の方の文章でどこにも出てきていないですし、ここはある程度まとまった範囲というイメージとしての流域と思っています。林野庁が使っている水源林造成事業の流域というスケールとは異なり、地域のまとまった集水域と思いますので、その点を少し丁寧に説明するか、若しくは定義することが必要です。

資料特-12の下に絵がありますが、ここに流域というものが分かるようなものがあつた方がよいと思います。後ほどここで説明する、林分と流域という用語が空間的な広がりで分かつた方がよいと思ひました。これ後ほど出てくる施業の集約化などにも関連してくると思ひますので、御検討いただければと思ひます。

次に、15ページですけれども、コラムの中に「貴重な生態系を形成する溪畔林」という所があります。ここでは溪流沿いや湖沼の周辺等に成立している溪畔林という定義をされているのですが、湖沼の周辺等に成立しているというものとかは水辺林という定義だと思われまふ。そのうち山地の小河川というようなものを溪流、又は河川の規模によっては河畔林というような使い方をすると思ひますので、この辺り、言葉の使い方というのを少し考えていただければと思ひました。

同様に、オーバーユースとアンダーユースという言葉が幾つか出てきます。もちろん、読者として最初に定義されるのが、13ページ目でオーバーユースとアンダーユースがコラムの中で定義されており、その後、何度かアンダーユースが括弧付けで出てきます。例えば18ページ目のコラム、統計から見る里山林のアンダーユースという言葉が出ていますが、これも何かアンダーユースは括弧付けにして、利用や管理の縮小などの使い方をしていただくと良いのではないかと思ひました。

もう一つは26ページ目ですが、ここに「保護樹林」という言葉が何度か出てきます。これは28ページ目の特-23のところにも「保護樹林」という言葉が出てきますが、27ページ目に「保護樹林帯の設定等」という言葉が出ますし、特-21の表の中にも「保護樹林」という言葉が出ます。この「保護樹林」という言葉が私の認識不足かもしれませんが、何か行政的、若しくは林野庁的で一般的に使われる言葉なのかというのが少し疑問になりました。「保護林」とか「保護帯」など、いろいろな言葉が使われていますが、定義を明確化した方が良いのではないかと思ったところです。

以上です。ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。最後のところは、「保護樹帯」と書かれている言葉ですか。

○五味委員 「保護樹帯」です。保護樹帯というのが26、27、28にそれぞれ出てきます。

○藤掛部会長 分かりました。ありがとうございました。

そうしましたら、すみません、私からも一つだけ意見を言った後、お答えいただければと思います。

私から、ざっくりした意見になりますが、全体として今回、生物多様性の中で林業経営や木材利用によって高める部分を書きいただいておりますけれども、全体として生物多様性というのはそういう原生的な自然とか、そういった方のことが重要であるということを考えると、もう少し最初の方に、原生的な自然での生物多様性は、それはそれでしっかりして、もう一方の方の人間の手の関わる場所、これはこれで、いわゆる二次的自然の生物多様性というのは、また原生的自然の生物多様性とは違うものがあるということをはっきり言っていただいて、これをしっかりやっていくことが大事だといったような整理をどこか、最初の方でこうしていただければ良いのではないかと思いました。いつの間にかだんだん林業の方に話が行くような感じがして、その二つはしっかり、両方ちゃんとやっていますよというのをもう少し見やすくできないかと思いました。

それでは、委員の皆さんから御意見を頂いた中で、まず日當委員と林田委員から、木材の利用との関係での収益機会やクリーンウッド法の記述、あるいはOECMをどのように考えておられるのかといったことや消費者の視点というのも入れてはどうかという御指摘を頂きましたが、それについてはいかがでしょうか。その後の五味委員からの御意見はまた違う観点だと思いますので、日當委員や林田委員からの御意見についていかがでしょうか。

○上杉企画課長 まず私から答えられるところはお答えさせていただきます。補足などあれば、

お願いします。

まず日當委員から、28ページの（ウ）の収益機会のところで事例をという話がございましたが、次の29ページの事例特－5で民間企業と協業した森づくりという事例を入れさせていただいております。日當委員の御指摘に沿わないかもしれませんが、更に上手な書き方ができるか、考えさせていただきたいと思います。

またクリーンウッド法の部分も御指摘を踏まえまして、どういう記述ができるのか、出口として工夫ができるのか、考えさせていただきたいと思います。

林田委員の御指摘のうち、31ページのところの記述につきましては、背景をもう少し詳しくという御指摘だと思いますが、書いているつもりではあるのですが、御指摘を踏まえまして、民間からの意向なのか、こういうことがあるからそうなのか、両方かもしれませんが、書き方は工夫をさせていただければと思っております。

続けて、お答えさせていただいていいですか。

○藤掛部会長 どうぞ。

○上杉企画課長 五味委員から、14ページの流域レベルの定義と申しますか、文言の使い方、あと14ページの下の特－12の絵に流域が分かるようにというところは、御指摘を踏まえまして工夫をさせていただければと思っております。

2点目の御指摘の15ページの溪畔林の定義でありますとか、又は、ページは戻りますが13ページにいきなりコラムでオーバーユース、アンダーユースという言葉が出てきている点、あとは26ページのところの「保護樹帯」、この辺の文言遣いの点につきましても、他のページでの使い方も含めまして整理をさせていただければと思っております。

最後に部会長からございました、導入部分の順番等の指摘も少し工夫する形で、修正をどのくらいできるのか検討させていただきたいと思っております。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかに補足があればお願いします。

○石井森林利用課長 森林利用課長でございます。

○OECMのお話ございました。OECMは御承知のとおり、2022年生物多様性条約のCOP15、昆明・モンテリオール枠組が採択をされて、そこで生物多様性の損失を止めて反転させ、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの議論がなされまして、30%を保護地域及びOECMにより保全する「30by30目標」が位置付けられたということでございます。令和7年4月から施行になりますけれども、生物多様性の増進のための活動促進法ができまして、更に一層OE

CMの取組を進めていこうということでございます。

OECM自体を進めることも目的ではございますけれども、その先の30by30目標、森林をしっかり保全するということが本来的な目的でございますので、両輪といいますか、OECMをツールの一つと考えているところでございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。御質問を頂いた委員の皆様、よろしかったでしょうか。追加して補足等ありましたら、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、特集章は以上で終わりました、次へ進んでよろしいでしょうか。

それでは、トピックスにつきましてはいかがでしょうか。どなたからでも結構です。

では、大内委員お願いします。

○大内委員 森林管理制度の5年計画など、かなり成果を上げてきているということで、我々系統もこの森林環境譲与税、大変助かっておりまして、積極的な取組をしているところでありますが、何せ市町村の考えられての整備というところもあって、せっかく国民から頂いている1,000円を有効に活用する上で、この右側の絵だけでは少々乏しいということで、森林整備以外にもいろいろな造林補助金にかさ上げするとか、先ほどあった防鹿柵の振興とか、各市町村によっていろいろな地域の特性を生かした、森林環境譲与税を使ったやり方もあるので、基本的には森林整備の間伐の写真が一番良いかと思っておりますけれども、それ以外にいろいろな写真を挙げていただくと、各市町村で、これを見て、うちでもこういうことを取組もうかということで、別のところにもつながるのではないかと思いますので御検討をお願いします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょう。

では、川上委員お願いします。

○川上委員 私も大内委員と同様でして、市町村独自で実施をしている取組がありますので、是非それを掲載、この限られたページの中ですので、非常に難しいとは思いますが、ここに境界明確化の取組、間伐の実施の写真がありますが、これに2枚程プラスして、例えば木材利用の取組ですとか、あとは林道、作業道のメンテナンスなどのような取組や、人材育成なども掲載していただけたらと思います。

もう1点、私は、長年林業白書を購読していますが、非常にボリュームが多く、限られたページしか読んでいませんでした。このような機会をいただきまして、最初から最後まで読ませていただきました。ありがとうございます。多くの情報が盛り込んであるため、図表の凡例等

の字が小さくて見にくいものが幾つかありますので、少しでも大きくしていただけるとありがたいと思います。

例えばですが、このトピックスで言えば5ページの木材自給の構成の変化の製材用材、合板用材など、できるだけ大きくしていただけるとありがたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。大内委員、川上委員からありましたのは、森林経営管理制度もそうですが、市町村が森林環境譲与税をうまく使っていることも一緒に少し含めて書いてはどうかという意見だったと思います。それと、字のことを御指摘いただきましたが、特に森林経営管理制度5年間、トピックス1ですが、これについてどうでしょうか。

○上杉企画課長 まず私からお答えします。御指摘いただきましたトピックスの1番の譲与税の使い道の使途の事例が、いろいろな取組がなされている中で、もっと紹介をしてほしいというところがございます。トピックスは分量の関係で少なくなっておりますが、トピックスの3ページの右下の方に第1章第2節(5)を参照と書いてありまして、本体、第1章の23ページ、24ページでございますが、写真入りで各自治体の取組を分かりやすく紹介をさせていただいております、委員の御指摘にかなうものになっているかは分かりませんが、いろいろな独自の取組もやっていますというのをトピックスですとちょっと小さくなってしまいますので、本体の方で大きい字で入れさせていただいております。御理解を頂ければというところがございます。

また川上委員からありましたとおり、全般的に文字が小さいという点は毎年御指摘を頂いているところです。特にグラフの中の文字などはどうしても小さくなってしまいうところがございますが、全般的に工夫をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

日當委員、お願いします。

○日當委員 トピックスの3番で、木材自給率の向上について記述をしていただきまして、ありがとうございます。その中の御紹介の中の、全体としては伸びた理由というところをそれぞれ端的に表現されておられますが、建築用の製材については柱材等ではプラスということ而言及をされておりますが、梁・桁などがまだまだというところで、課題を列挙していただいております、そういった課題はそのとおりではございますけれども、建築用の製材の伸びた理由の中の横架材の部分でも、国産材などを活用した集成材等が伸びているということも、この43%まで回復した一つの要因にもなっているのではないかとこのところで、プラスの面ももう

少し足していただけると頑張りがいがあると思っております。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。すみません、実は私もそのところはそう感じているところがありまして、特に製材用材56.3%の自給率というのが最新ですけれども、これは50年ぶりぐらいに高い水準です。そういう30%台だったものがここまで来たというのは、恐らくかなりインパクトが大きいです。合板と比べると3倍ぐらい使っていますから、合板が3%上がるのと製材が1%上がるのは同じですので、結構製材用材の伸びたのも、この43%には寄与していると思っております、ここは課題を主に書いていただいておりますけれども、同じように感じました。

そのほかはいかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

改質リグニンに関して、原料であるスギの賦存量、製造の歩留りなどについて定量的な分かりやすい記述をしていただきましたおかげで、どういったスケールでの展開になりそうなのかを読者が捉えやすくなりました。大変ありがとうございました。

以下はお願いになるのですが、2段落目「スギのリグニンから製造される」について、スギだからこそ社会実装へ向けた展開が有利になる側面があるかと存じます。リグニンは非常に複雑な多用な構造をしています、スギは比較的リグニン構造のバリエーションが小さく、比較的稳定供給に適した均一なリグニンを形作っていることなどが、メリットとなっているといわれます。第Ⅲ章28ページにも記述がありますが、トピックスにも10~20文字程度の短文でスギから改質リグニンを製造することのメリットについてご加筆いただくと、スギのアピールになるかと存じます。

フッター3番目について、「製品に含まれるプラスチックの2割を改質リグニンに置き換えることが可能」ということですが、「製品」とは自動車用途のプラスチックになりますでしょうか。自動車に使われているプラスチックの種類はさまざま用途によって特化されているかと思いますが、改質リグニンの利用はそのうちのどれか特定のものの限られるのかどうか、もし可能ならば記述いただきたいです。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

あとは林田委員、五味委員いかがでしょうか。よろしいでしょうか。五味委員、いかがでしょうか。

○五味委員 ありがとうございます。それでは、私の方からなのですが、皆さんと共通するところですが、3ページ目ですか、トピックス1の右下の写真のところに間伐の実施というところは、これは間伐の実施が重要なのか、それともこの文章にある集積計画の策定というところが重要なのかというところで、見出しとなど「集積計画による間伐の実施」というのが適切なのではないかと思います。そういったものが分かるようにしていただくのとよいと思います。「集積計画による間伐の実施」を的確に示す写真もがあると良いと思いました。

6ページ目の中高層建築物ですが、本文の方に中高層建築物というものの定義は入っておりますが、ここでは中高層建築物の定義は記載されていません。読者にとって中高層建築物というのが何かというのはあまり馴染みがあるものではないと思いますので、10メートル以上とか何かしらの定義がここに入ってくるのが良いと思いました。

また、写真ですが、今4枚写真がありまして、中高層に該当するものが3枚、もう一つが下にある「セブンイレブン福岡ももち店」という写真が、これで言う4段落目のコンビニエンスストアという例だと思いますが、それが読者にとって分かるような形で記載されているとよろしいと思いました。

あと改質リグニンでも、トピックス5で7ページ目ですけれども、これは読み進めていくとそうなるのですが、2段落目から3段落目に関係する図が煩雑となっています。多分2段落目の改質リグニンの用途開発という段落が左側の図で、その下の課題を整理した上でという、展開方向を取りまとめましたというのが右側の箇条書のものだと思うのですが、これはなかなか読者にとってフォローするにはどう見ていいのかわからないところもあるので、それを分かるようにしていただくと良いと思います。

最後に8ページ目、トピックス6です。これの書かれている内容は良いと思うのですが、下から3段落目です。「このような中」というところの最後の文に、「被害把握や復旧計画の策定に向けた技術支援を行っています」という、「林野庁では」というところから始まるところがあります。これが技術支援の支援先というのは何かというのは少し記述できないでしょうか。これは市町村関係なのか、県なのか、またはもっと違う分野なのか、その辺りを少し明確化されると良いと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○藤掛部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今幾つか頂きましたのでお答えいただければと思いますが、まず3ですか、自給率の話のところはいかがでしょうか。順番にお答えいただければと思います。

○上杉企画課長 まず私から答えられるところをお答えさせていただきます。

日當委員からございましたトピックスの3番の自給率のところの書き方について、横架材とか、伸びているところは伸びているというように書いたら良いという話でございますけれども、これも本文の、具体的にはⅢ章の8ページの方に横架材自給率の詳しい要因を記載しているところがございますので、こちらとの関係も踏まえて、どう記載するのかというのは考えてみたいと思います。

また斎藤委員からリグニンの関係で、トピックスの方と、Ⅲ章の28ページの方の記載にも連動するような形で記載をしてほしいというところは、そのような形で検討してみたいと思います。

五味委員から、トピックスの3ページでございますけれども、写真の右側の間伐が重要ではなくて、集積計画を定めてやっているということが重要との御指摘がありますので、タイトルも工夫してみたいと思います。

6ページの中高層の定義が本文にはあるけれども、こちらにはないという御指摘、そのとおりでございます。こちらの方も修正をしていきたいと思います。

同じく6ページの本文と写真の対応関係というところも工夫をしたいと思います。

同じような御指摘で、トピックスの7ページの本文と、この下の図表の対応関係が分かりにくいというところがありましたので、どういう工夫ができるのか考えたいと思っております。

私からは以上です。何か補足、その他あればお願いします。

○安高研究指導課長 研究指導課でございます。

斎藤委員からの御指摘を頂きましたトピックス5、7ページ目の改質リグニンの関係でございます。以前の施策部会のときに御指摘を頂きました定量的評価には、担当も大分工夫をして入れさせていただいたところがございます。その関係で、御質問のございました自動車の例で、脚注の3のところに書かせていただいています定量的な解説でございますけれども、斎藤委員からも御指摘ございましたように、正にプラスチックは何十種類と種類がございます中で、車の中にも何十種類ものプラスチックが使われていると認識してございます。そういった中で今、開発されている技術の中で代替し得るプラスチックの種類を想定しまして、試算したものになっています。今プラスチックは車1台当たり100キロぐらい使われているという想定の下で、この2割ぐらいが今の技術をもって安全性も含めて替え得るのではないかという試算に基づいたものになっているところでございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○河合治山課長 治山課長でございます。

五味先生からトピックス6の能登半島地震に関する御質問を頂きました。当該箇所の被害把握とか復旧計画の策定に向けた技術支援というものにつきましては、山腹崩壊とかは主に県の方で復旧計画等を立てられるので、県に対する技術支援、また現地における御支援をさせていただいたところがございますし、林道等に関しまして路網の方は市町村が主に事業実施主体となってやっただけしているというところもありますので、市町村に向けた支援をさせていただいているというところがございます。

地震のときの対応といたしまして、上の3段目のところでございますが、国で直轄事業による復旧も実施させていただいているところございまして、このとき、9月の雨により、国直轄で復旧しているところでも拡大崩壊している所がございました。その復旧につきましては国が継続的に復旧事業を実施するというところでございます。

いずれにいたしましても、これらの復旧に当たっては、私ども林野庁といたしましても、県・市町村に対する支援というのをしっかりやらせていただいているというところがございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。例えば「県・市町村に対し」といった言葉を加えると良いのではないかと御指摘でしたでしょうか。

○五味委員 そうですね。上から3段落目のところにも「石川県や関係市町村へ提供を開始しました」ということでまとめられているので、多少書けるようであれば、「技術支援を県や関連市町村へ行っています」というような形が良いのではないかと思います。ありがとうございます。

○河合治山課長 ありがとうございます。そのような形で極力修正させていただきたいと思えます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それでは、一通りよろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、トピックスは終わりました、次は通常章にまいりたいと思います。5章ありますが、まずI章から。もしかしたら、後で返ってということもあるかもしれませんが、一応順番にいきたいと思いますので、第I章、森林の整備・保全につきまして御意見ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

大内委員、お願いします。

○大内委員 すみません、3ページの資料I-3で森林に期待する動きの変遷があり、様々な

機能の選択肢を表にしてありますけれども、これ、昔は金額にしたものもあったと思うのですが、そういう表を作るというのはできないですか。金額の表にするというのは、国民1人当たり、以前だと70万とか何万という形で、森の働きを金額にするというのはできないでしょうか。

○藤掛部会長 これも何人かに聞いてからお答えいただこうかと思いますが、ほかにございましたらお願いしたいと思います。

では、川上委員をお願いします。

○川上委員 21ページの資料I-21の注釈の2のところに「木材利用量は内装木質化や」とありますが、これは木造も含んでいるのでしょうか。木造も含んでいるとすれば、「木造や内装木質化及び木製什器の」と書いた方が良いと思いました。

それともう一点、35ページから36ページに台風10号が出てくるのですが、「台風10号」、「台風第10号」と統一されておらず、おそらく「第」が入るのが正しいかと思しますので修正願います。事例I-10にある1行目が「第」が抜けているので、そこに入れていただく。

それと、36ページの一番下の段落ですけれども、かぎ括弧で地震と、あとその三、四行下に、平成30年7月豪雨、かぎ括弧がありますけれども、このかぎ括弧というのは何か意味があって付けているのでしょうか。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。I章につきまして、よろしいですか。

すみません、五味先生をお願いします。

○五味委員 1点だけ。4ページ目の国土強靱化に資するというところで、このページの最後の文章からですけれども、「地域住民が一体となった」というところから始まるところで、森林被害を防止するための鳥獣害対策の推進や直交集成板、CLT等の建築用木材の供給・利用を推進し、森林の国土保全機能の維持・発揮という文章ですが、このCLTはもちろん構造上は強い、耐震というか、強度的なところも強いとは思いますが、この文章が国土強靱化機能、これを推進することで国土強靱化にというか、国土保全機能の維持・発揮を推進というところにどういうつながりがあるのかが少々読みにくい印象を受けましたので、何か工夫して、もう少し補足説明が必要かと思うところです。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

では、以上、幾つか御意見を頂きましたので、お答えを頂ければと思います。

○上杉企画課長 まず大内委員から、3ページの森林に期待する働きの変遷というところがございまして、その関係で、御指摘は国民1人当たりがどれぐらいの恩恵を受けているかを金銭的に何か表示するようなことがもしできればというお話でしょうか。

○大内委員 もしできれば、この下にあれば良いと思ったのですけれども。

○齋藤計画課長 森林の公益的機能の貨幣換算というのをまず国全体で、貨幣換算できる機能を評価すると、よく70兆というお話が出ますけれども、そういう形でのお示しの仕方というのは、スペースの都合は大丈夫かと思えますけれども、単純に人口で割るのでなく、出典など、正確に記述するという観点から言うと、誤解を招くのではないかという懸念もあるので、そういった機能が貨幣換算すると大きな効果があるんだということをどういう書き方にすれば御理解いただけるか、工夫してみたいと思います。

○大内委員 できれば公益的機能から、これぐらい恩恵を受けているというのもあれば、何か受けが良いかと思いました。入れられればお願いします。

○藤掛部会長 では、ほかの件についてお願いします。

○河合治山課長 川上委員から頂きました35ページ、36ページの台風の番号や、地震の名前は、一般的に台風の名前は「第何号」というのが付くという認識でございまして、抜けているところがございますので、そこは修正したいと思います。

36ページのところ、かぎ括弧付きで入れているもの入っていないものがあるのですが、災害の固有名詞という意味で強調して入れたところと、全て入れているところとで、表記の揺れがありますので、統一させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、森林利用課からお願いします。

○石井森林利用課長 川上委員から森林環境譲与税の活用状況について、内装木質化、木造化というお話がございました。基金を積み立てて、施設を木造化したいという予定とか、そういったお話を聞いておりますけれども、現状においては内装木質化が多いと思ってございます。森林環境譲与税の譲与が始まってから5年間経ちましたので、その実績を含めて、直接的に木造化があれば木造化と書きますし、そこはよく実績を把握して確認したいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかはございますか。お願いします。

○齋藤計画課長 五味先生から国土強靱化の関係でCLTの記述がやや唐突ではないかというお話があったかと思います。

これは端的に言うと国土強靱化の計画の引用でこうなっているというところが、この記述の原因ではあるのですけれども、もともとの趣旨としては、CLT等が、冒頭のトピックスにもありました中高層建築物の需要開拓に非常に大きな効果が期待される部材であるということで、例示をしながら需要拡大をして、循環利用することで森林整備を進める。それが国土強靱化につながるんだという趣旨で書かれてきたという経緯があります。

そういう意味では、どの部分が引用なのかとか、どういう趣旨なのかというのを、どういう形で書くと誤解が少ないのか、先生のような御疑問が生じないのかというのは工夫をしてみたいと思いますけれども、そういった趣旨で今こういった記載になっているという状況でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そうしましたら一通りお答えいただいたかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次は第Ⅱ章にいきたいと思います。林業と山村の章ですが、こちらにつきまして御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

大内委員、お願いします。

○大内委員 すみません、まず2ページと3ページ、言葉のそれぞれの木材の呼び名でございますけれども、丸太の輸出と書いて、丸太の輸出・輸入、それから例えば木材、それから原木、素材といろいろな呼び名で列記していますけれども、木材輸出のところでは統計上「丸太」という言葉を使っているということですが、我々は「原木」と言ってみたり、「素材」と言ってみたり、それから木材は角材も全部含めて一通り「木材」という意味で取っているのですけれども、その辺、私らは分かるのですけれども、一般向けには何か統一するか、それともこういう場合はこういう呼び名でやっているという言い方をした方が良いという思いでございます。

それから、素材生産量の推移の下に、あと素材価格とここでも言っており、丸太価格、素材価格、原木価格といろいろな呼び名があるので、何か統一性がないか、それともこういう場合はこういう言い方だよと下に事例を付けるとかをした方が良いと思います。

それから、山元立木価格の推移ということで、国内の物価指数を入れていただいていますけれども、物価指数も良いですけど、これだけ木材価格が安いということが分かるように、「だからこそ再造林するためにもっと上げていかなきゃね」ということも分かるためにも、当

時からの1人当たりの山元の人件費価格も入れるというのはどうかという勝手な案でございます。

それから、4ページ目の方で丸太価格という金額を書いておりますけれども、スギは約1万5,900円、平均的だったかもしれません。ヒノキもいいとして、カラマツ価格ですと、今合板価格で2万4～5千円が通常ですけれども、これが1万5,300円ということで、これはどこから持ってきた統計平均価格なのか。ただ運賃を引いた市場価格を入れているのか。もともとカラマツは我々買っているのは2万4～5千円というところで、2メートルで2万3千円、4メートルで2万4～5千円というようなことなので、その辺りを教えていただければと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

続きまして、ほかの委員からも御質問があればと思いますが、いかがでしょうか。

では、川上委員お願いします。

○川上委員 些末なことですけれども、18ページの造林初期費用についての記載のところ、36という番号で下の方に説明があります。ここに書いてあって、資料Ⅱ-19の注3のところにも造林初期費用は、と同じことが書いてあります。どちらか一つでよろしいのではないかと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

では、私から言わせていただいてよろしいでしょうか。

すみません、今回飛ばされたのですけれども、農林業センサスを用いて林業経営の動向を書いていただいているのですが、全般的に言うと概念がすごく分かりにくくて、またいろいろな言葉が出てきて、理解が難しいように思います。

最初の林家はどういうものか、それと林家と林業経営体がそれぞれあって、それぞれの定義は書いていただいておりますが、林家と林業経営体、どこがどこに当たるのかとか、そういう何か双方の関係が、相互の関係等が分かりにくく、何を指しているのかが分かりにくいところがあるのではないかとというのが一つ。

それと、例えば資料Ⅱ-7ですけれども、法人化している経営体の中の民間事業体、森林組合その他とありますが、例えばセンサス上少し難しいところですが、例えばこの民間事業体というのは実は会社有林を含んでいます。受託のある人だけじゃなくて、保有経営体での法人、会社経営も含んでいますので、これを民間事業体と言われると普通、素材生産事業体とか、そういうイメージを思い浮かべますが、会社有林を含んでいるということや、森林組合は実は生

産森林組合を含んでいること等がなかなか分かりにくいというのが、センサスを使うとどうしても難しいですが、もう少し何か整理ができないかというところは感じるところです。

その中で具体的に、5ページの8行目の家族経営体という言葉がありますが、これは多分新しくは個人経営体に変わっていると思いますので、見ていただきたいと思います。

それから7ページの5行目からの段落で、これは個人経営体になっていますけれども、そのうち林産物を販売した人は全体の2割となっていますけれども、この2割というのは林業経営体の中、個人経営体の中の2割ですが、そもそも林業経営体に当たるかどうかの、林業経営体を母数にする意味があるのかどうかということです。林業経営体に当てはまらない森林所有者の方が何百万というわけですし、この2割というのは何か意味があるのかなというのを書くのはどうだろうかと考えております。

私からはそういうことと、それと18ページの先ほどもありました林業経営の収支イメージですけれども、これは計算上こうなるということは理解できますが、ばらつきがあるということも言っていてはどうかとも思います。日本全国かなりばらつきがありまして、例えば宮崎とかですと、もう山元立木価格だけで十分造林初期費用を超える300万とか400万とかというようになる山も普通にありますので、平均するとというか、日本全国の姿を示すにはこれは有効なグラフだとは思いますが、地域等でかなりばらつきがあるということ、そういう中で全国、林業のやり方は相当違うということはあると思いますので、そういうことも書いていただいていたかどうかと思いました。

それから、すみません、もう一つ最後に、26ページのきのこの話ですが、これは真ん中の辺りの栽培きのこについて、これは特用林産基礎資料が今後更新と書いてありますけれども、これ24年のものに更新されるということになりますでしょうか。そのときに、24年は原木しいたけがものすごく高騰してしまっていて、それがもし24年になるのだったら、今の原木しいたけの状況というのは触れても良いと思っています。23年のままであればとりあえずこれで良いと思いますけれども、その3点を思いました。

以上です。

では、よろしいですか。ほかに御意見は。

五味先生、お願いします。

○五味委員 二つほどございまして、15ページ目のところですが、安全環境のところ、25行目の「林野庁では」というところで二つ目のところ、安全靴の次のところですが、緊急連絡体制を構築するための通信装備等というところが書かれていますけれども、これは具

体的に何なのかというのが少しよく分からなかったのですが、もし何か、安全靴はかなり具体的だと思うのですが、例えば衛星電話とか、そういったものの装備なのかというところ、何か少し補足できると良いと思いました。

もう一つは、21ページ目ですけれども、森林情報の高度利用に向けた取組のところの20行目ですが、「航空機レーザによる森林資源情報をG空間情報センターにおいて」とありますが、このG空間情報センターというのは、これはウェブサイトとかになると思うので、これが分かるように、リンクか何かを貼っておくなど、ホームページの情報が分かる方が良いのではないかと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。2点ですね。

では、第Ⅱ章についていろいろ御意見を頂きましたので、お答えを頂ける場所をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上杉企画課長 私の方から全般的に、いろいろと御指摘を頂きましたので、お答えさせていただきます。

まず大内委員から、2ページから3ページの丸太又は素材、原木といった言葉の使い方が一般の人にはなかなか分かりにくいという話がありました。今でも下の方に入れられるところは入れているところもありますけれども、もし何か工夫ができれば検討したいと思います。

あと3ページの資料Ⅱ-3の全国平均山元立木価格の推移のところ、これは確か何年か前の施策部会で御指摘があり、国内企業物価指数で比べる形で入れたと記憶しておりますが、委員御指摘は人件費単価をここに入れるということでしょうか。

○大内委員 山元の人件費単価を、運賃単価でここに入れてはどうかということです。難しいようであればいいです。

○上杉企画課長 なかなか高度な御指摘と受け取りましたが、今後の検討事項かと思っております。

川上委員の方から18ページの造林初期費用のところの右上のグラフの下の注3と、ページ一番下の注が同じではないのかという御指摘があったかと思っておりますけれども、右上の表は、これで一つの表として入れているので、本文の注とグラフの注という形で入っているということで御理解いただければと思っております。

○川上委員 分かりました。

○上杉企画課長 また、藤掛部会長からございました、林業経営体のところです。これはセン

サスの文言から、林家でありますとか林業経営体とか、これはセンサスのデータを基にこれを作っておりますので、どうしてもこういう言葉を引っ張らざるを得ないのですが、部会長も御指摘のとおり、下に注で定義は入れておりますので、そこを御理解いただければというところがございます。その他民間事業体についても、センサスから来ているかと思えます。

初期費用のばらつきの話は、この後補足していただければと思います。

26ページのきのこの産出額について、令和5年が最新となります。

五味委員からございました15ページのところで、緊急連絡体制を構築するための通信装置等の「等」が何かという御指摘かと思えますけれども、ここを具体化する形で記述を修正したいと思えます。

もう一点、21ページの点も、御指摘を踏まえまして分かりやすく修正したいと思えます。

○藤掛部会長 補足がありましたら、お願いします。

○福田木材産業課長 木材産業課長でございます。

大内委員から御質問がありました4ページのカラマツの価格の関係ですけれども、こちらは農林水産省でやっております木材価格の統計のデータに基づいております。数字は確認したいと思えます。業界紙などで報じられている価格と若干ずれがあるというのは、我々も認識しておりますけれども、飽くまで政府の報告書ですので、政府の統計の数字を使いたいと思っております。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、Ⅱ章について、駆け足ですが、以上でよろしいですか。

それでは、すみません、では次にⅢ章にまいりたいと思えます。木材需給・利用と木材産業の章ですが、この章につきましていかがでしょうか。御意見、御質問をお願いします。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員

この章の記述の仕方について、カスケード利用という語を使用して、それに従ってマテリアル利用からエネルギー利用への順でご記述をいただきまして、ありがとうございました。

コラムなどでは、L i g n o S a t や被災地の移動式宿舎などの新しい事例が積極的に掲載されて大変面白いです。新しい木質材料としてCLP、超厚合板が注目されていますが、取り上げられていませんでした。CLPはまだ掲載には時期尚早とお考えでしょうか。

以下は二、三、気付きました事項です。45ページの資料Ⅲ-34で、丸太末口直径別の供給量見込みとありますが、「見込み」というよりむしろ「目標値」ということでしょうか。森林・

林業基本計画に掲げる「目標数値」として挙げておられるものについて、その数値を設定した根拠に関しても記していただくと分かりやすいと存じました。

43ページ13行目②で、含水率20%以下の構造用製材のマイナス寸法とありますが、「マイナス寸法」は分かりにくい記述ですので脚注で説明を付けていただくとありがたいです。

43ページ資料Ⅲ-33について、図中の実線と破線で書き分けている意味について御説明いただければと存じます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、林田委員お願いします。

○林田委員 細かいかもしれませんが、大事だと思ってお話しします。

15ページから木造率のこの記載がずっと続いています、そもそも木造率、木造とは何だということがないなと思っていて、それを見ていくと、26ページの資料Ⅲ-21に木造とはという記載がございました。これと同じ定義であれば、先に書いていただく方が分かりやすいと思いますし、何をもちょう木造と見るかという説明が非常に大事だと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

では、日當委員お願いします。

○日當委員 ウッドショックの件をコラムで触れていただきましてありがとうございます。大変その反省を基に、川中、川下の方でいろいろな動きをされたところを御紹介いただきまして、ありがとうございます。

その一環で、17ページの資料Ⅲ-13というところの中で大手住宅メーカーさんの部材別木材使用割合というところを御紹介いただいているのですが、このデータが令和2年になっておられまして、できればせつかくコラムでウッドショックの中で大手住宅メーカーなどが努力をされていることが御紹介をされていますので、それと符節を合わせるような形で、今後更新と書かれておりますので、御期待を申し上げたいというところの中で、文中の方では大手住宅メーカーが横架材に高いヤング率、多様な寸法等の対応が求められるため輸入材を使うというのは若干違和感を覚えておりますが、最新のデータを基に表現をされていければよろしいかと感じております。

それと、44ページですが、木材産業における労働災害の防止というところは、これは白書で多分初めて記載されたのでしょうか。といいますのも、私も木材産業の一員として、これまで

はどちらかというと、林業現場の災害の方の陰に隠れていたところがあったのですが、本当に木材産業におきましてもこのように御紹介されているような事態が生じております。白書の中でこのように御紹介をしていただくことで業界としても襟を正すことができるのではないかと、この記述については大変ありがたく思っておりますということをコメントさせていただきます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

川上委員お願いします。

○川上委員 教えていただきたいことが2点あります。6ページの4行目から5行目に、林野庁は建築用材等における目標を定めており、これで2,500万立方を目指すとありますけれども、R5年度というのはこの上に書いてある1,618万立方でしょうか。この目標というのは令和7年に達成できる見込みなのかどうかというのが一つ。

次は、18ページのコラムの下にある（ウ）の下から2行目に、非住宅中高層建築物の木造率は6.2%と低い状況にあるとあって、資料Ⅲ-10とあるのですが、どの数字を見て6.2と算出すれば良いのか分からなかったのを教えていただければと思います。

それと細かなことですが、49ページの資料Ⅲ-35のグラフですけれども、年というのと(23)、西暦が重なっているのを直していただければと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。1点だけ、28ページ目の木質バイオマス利用のところから（ア）のところセルロースナノファイバーと改質リグニンの話が、次のページの29ページ目の14行目、13行目まで来ています。

一方で、先ほど御説明いただいたトピックスの方で、プラスチックに代替するバイオマスの由来の改質リグニンの話がどんと出ているのですが、これはバランスなのですけれども、この改質リグニンの説明の分量がほかのトピックスに比べて、章の中での説明というのが非常に少ないという印象を受けました。

木質バイオマス利用の改良リグニンの話はここだけで、あとはずっとバイオマスエネルギーの話とかがこの章の方に続いておりますので、もう少しトピックスで説明した内容を踏まえな

がら、それをもう少し深掘りしていただくような、この改質リグニンも含めた説明、いろいろなことで用途開発とか今後の展開方向の取組などトピックスで出されておりますので、そういうものを補足説明できるような形で中身を、読み手がここに来たときに更に中身がよく分かるようにしていただくと良いのではないかと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そうしたら、すみません、私からも一つだけコメントをさせていただきたいのですが、最初のところですけども、2ページの最初に、世界の木材需給の動向が書いてありまして、これは主に最初のところ、資料Ⅲ－1を使って、10年前からどう変わったということが書いてありますけれども、これも大事ですが、もっと長期的に、そもそも世界でどれぐらい木材を使っている、それが伸びているのか減っているのかなど——まあ、伸びているわけですけども、そういった長期的に世界の木材需給の動向、それから、ここは用材だけですけども、薪炭材も開発途上国でかなり使われていますので、そういった世界的な木材需給がどうなっているのかについての長期的な全体像をまず示していただいてはどうかと思ったところです。

例えば国内に関しては5ページ、6ページで戦後のずっと長期推移があって、その後に7ページで近年の変化みたいなことで図が整理されていると思いますけれども、何か世界の木材需給についてもそういうものがあって良いのではないかと少し思いました。

以上です。

それでは、そういったところでよろしいでしょうか。

では、すみません、またいろいろ出ましたけれども、お答えいただけるところをお願いしたいと思います。

○上杉企画課長 まとめて多数の御指摘を頂きましたが、私から答えられるところをお答えします。

まず斎藤委員から、45ページの資料Ⅲ－34のところでは目標の根拠というところの指摘と、あと43ページの16行目ですか、マイナス寸法というところ、言葉が分かりにくいという二つの御指摘があったと思いますけれども、冒頭申し上げましたが、分かりにくい言葉のところは全般的に脚注と申しますか、ここだけでなく全般的に整理をさせていただいて、先ほどの冒頭の1点目の御指摘も含めて、何がどうできるのか、検討させていただきたいと思います。

林田委員からございました、木造の定義について前後しているとありました。これにつきましても全般的に整理をさせていただければと思っております。

日當委員から9ページのコラムに関連して、17ページの資料Ⅲ-13で、大手住宅メーカーというところで、最新のデータが令和2年という形になっている点について御指摘を頂いたと思いますが、これは最新のデータを確認させていただければと思います。

あと、労働災害のところの記述につきましてはお褒めいただいたということで、ありがとうございます。

川上委員から、戻りまして5ページの木材供給、国産材供給量の6ページのところですか、令和7年の2,500万立米を目指している中で、最新が令和5ですが、令和5年につきましては6ページの上から3行目ですけれども、2,500万に対して1,618万という形ですので、令和5年が1,618万でございます。令和7年まであと2年ということですので、こういう状況ということで御理解いただきたいと思います。

そのほか18ページ、49ページでも御指摘があったと思います。書き方は工夫をさせていただきたいと思います。

五味委員から28ページ、29ページにつきまして、リグニンについて、トピックスからの流れでもう少し深掘りをするという御指摘がございました。こちらも、担当の課とよく相談させていただきまして、検討させていただきたいと思います。

最後に、部会長の方から、2ページの世界の木材需給についても流れをとこの御指摘がありましたので、例年との並びでこういう形にしているところがございますが、せつかくの御指摘ですので、何をどうできるのか検討させていただきたいと思います。

○藤掛部会長 何かもう今からでは間に合わないようでしたら、来年からでも結構ですので検討していただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

では、お願いします。

○福田木材産業課長 木材産業課長でございます。

斎藤委員から御指摘がありました43ページの原木流通の状況の実線と破線の違いにつきましては、この統計調査自体は商流というか、売買の関係で見えており、実線の方は売買も物も両方流れているのに対して、破線の方は、売買は流通事業者、又は原木市売市場が関与しているけれども、物としては直接供給側から需要側に流れているという違いです。ですから、27.3%と31%には、物としては直接流れているものも含まれていると、そういう意味でございます。表現が「経由して販売」と書いてありまして非常に分かりにくくなっていますので、ここの言葉遣いは考えたいと思います。

それから、川上委員から御指摘がありました18ページの6.2%という数字と15ページの木造率の関係ですけれども、6.2%というのは15ページの資料Ⅲ－10の二つある青い枠、中高層以上のところと非住宅の低層のところ、ここを合わせたものが6.2%です。中高層のところだけだと15%、低層非住宅だけだと1%以下ですけれども、そこを平均すると6.2%ということになります。そこは分かりやすくなるように、この表現ぶりも考えたいと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。補足ございますか。よろしいですか。

それでは、すみません、もう時間がオーバーしておりますので、最後、Ⅳ章、国有林野とⅤ章、東日本大震災につきまして御意見があったら出していただいて、またお答えいただいて終わりにしたいと思いますが、御意見ございますでしょうか。どなたからでも結構です。

すみません、時間が過ぎていましてしまったからか言いにくいかもしれませんが、よろしいですか。五味先生、何かお気付きの点はありますでしょうか。

○五味委員 すみません、細かいところで2点あります。

国有林野の管理経営方針のところ、5ページの事例Ⅳ－1のところですが、写真が2枚ありまして、完成直後と完成、令和6年というのがあるが、文章を読むと令和4年完成と書いてあるので、それまでに完成してあるのですけれども、この写真が「までに」の令和4年でいいのかどうかというのは分かりませんでした。この完成直後の写真の中に完成時期があると良いと思いました。

もう一つは東日本大震災からの復興ですが、これはなかなか難しいと思ったのですが、7ページ目のところで放射性物質の物理的減衰による予測値とほぼ同様に低下しているというのがありまして、この図の中ではある意味実測値で362か所の平均値が出ています。ただ、多分相当ばらついているとは思いますが、この白書にそれを入れるのかどうかというのは分からないのですが、空間線量率が各地域によってまだまだ違っている可能性があるということも記載可能なのかどうかということになります。平均値ではなく、例えば図の中にばらつきを入れるとか、そういうことは可能なのかということになります。

よろしくをお願いします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。まず国有林野の方ですが、お願いします。

○近藤業務課総括 業務課です。

書きぶり、年度等を入れるよう検討したいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それから、東日本の7ページの線量率のばらつき。これは平均だけですが、ばらつきがあるのではないかということに関してはいかがでしょうか。

○安高研究指導課長 研究指導課でございます。

図の中に入れたらどうかという御意見だったかと思いますが、少し検討させていただければと思います。もしかしたら本文ということになるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

○五味委員 はい、どんな形になるのか私も分からないので、これはもしできればというところでありまして、いろいろな情報があると思いますので、情報の伝え方とかいうところとも関連するかと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

○安高研究指導課長 ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

すみません、10分ほどオーバーしてしまいましたけれども、これにて白書に関する審議を終わりたいと思います。

確認事項ですけれども、本日各委員から出された意見を踏まえて、事務局において最終的な取りまとめを行っていただきますが、この取りまとめにつきましては最後のところは私に御一任いただきたいということと、それともう一つ、施策部会の審議過程につきましては4月に開催予定の林政審議会において私から報告したいと思いますが、どう報告するか、これにつきましても私に御一任いただければと思います。

以上、2点よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、各委員から出された意見を踏まえて、白書の案について事務局で取りまとめを進めるようお願いいたします。

それでは、事務局にお返しします。ありがとうございました。

○上杉企画課長 本日は委員の皆様方におかれましては長時間にわたり熱心な御議論を頂きまして、誠にありがとうございました。令和6年度白書につきましては施策部会での審議は今回最後となりますが、今後の予定といたしましては、先ほど部会長からありましたが、本日の議論を踏まえた案を作成させていただいた上で、4月18日に林政審議会の本審を開催し、答申を受け、6月の上旬に閣議決定、国会提出、公表という運びにしたいと考えております。

それでは、本日は長時間にわたりまして貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

た。今日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3 時 5 1 分 閉会